

いじめ防止基本方針

生光学園高等学校

－はじめに－

学校教育において、「いじめ」問題が生徒指導上の大きな課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、すべての教職員が「いじめ」という行為や、いじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

このため、本校では、様々な資料をもとに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」をここに作成しました。

教職員一人ひとりがまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、建学の精神である「己を滅して他に生きる 他が活かされる道は我が生きる道なり」の心を育むことによって、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていけるものと考えます。

《 目 次 》

第1部 教職員マニュアル

- 1. いじめ問題に関する基本的な考え方1
 - 1-1 いじめの定義
 - 1-2 いじめの基本認識
- 2. 未然防止2
 - 2-1 生徒達や学級の様子を知るためには
 - 2-2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
 - 2-3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
 - 2-4 保護者や地域の方への働きかけ
- 3. 早期発見4
 - 3-1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには
 - 3-2 いじめ発見のきっかけ
 - 3-3 いじめの態様
 - 3-4 いじめが見えにくいのは
 - 3-5 早期発見のための手だて
 - 3-6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには
- 4. 早期対応8
 - 4-1 いじめ対応の基本的な流れ
 - 4-2 いじめ発見時の緊急対応
 - 4-3 いじめが起きた場合の対応
 - 4-4 迅速に対応するためには

- 5. ネット上のいじめへの対応11
 - 5-1 ネット上のいじめとは
 - 5-2 未然防止のためには
 - 5-3 早期発見・早期対応のためには
- 6. 不登校への対応14
 - 6-1 不登校生の支援について
 - 6-2 重大事態への対応

第2部 組織対応マニュアル

- 1. いじめ問題に取り組む体制の整備16
 - 1-1 いじめ対策委員会について
 - 1-2 指導計画の整備
- 2. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ ..17
(学校全体の取り組み)
- 3. 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携..19
 - 3-1 監督官庁との関係について
 - 3-2 出席停止・転学退学措置について
 - 3-3 警察との関係について
 - 3-4 地域その他関係機関等との連携について
- 4. 教職員の研修の充実20

第1部 教職員マニュアル

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」取り組む未然防止の活動は教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

1-1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的におこなうことなく、いじめられた児童生徒の立場に立っておこなうものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【「文部科学省 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

及び「いじめ防止対策推進法 第2条より」】

※被害を受けた生徒が「いじめ」と感じたら、その子にとっては「いじめ」であるという認識が必要

1-2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、全教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめられている子どもの立場に立った親身の指導をおこなう。
- ④いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑤いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2. 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

生徒や保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

2-1 生徒たちや学級の様子を知るためには

①教職員の気づき

生徒達や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。

その中で、生徒達の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状況を推し量る事ができる感性を高めていくことが求められる。

②実態把握の方法

生徒達の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。

そのためには、生徒達及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対しての心理尺度を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。

また、配慮を要する生徒達の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2-2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

生徒達は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒達にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒達に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒達を中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

①生徒たちのまなざしと信頼

生徒達は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、生徒達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

②心の通い合う教職員の協力協同体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。

そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。

その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒達を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達は大きく変化する。

2-3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切である。

また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳に関するHRが大きな力を発揮する。

とりわけいじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒達は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省みることができ、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

2-4 保護者や地域の方への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

またいじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

3. 早期発見

いじめとは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認識能力を向上させることが求められる。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

3-1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

①生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受けとめ、生徒達の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢が大切である。

②生徒達を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒達に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

3-2 いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけ

- ・学級担任が発見
- ・担任以外の教員が発見
- ・アンケート調査など取り組み
- ・本人からの訴え
- ・本人の保護者からの訴え
- ・他の児童生徒からの情報

いじめ発見のきっかけは、小学校とは違い、教科担任制の関係上、担任以外の教員による発見が多い。また、学年が進むにつれて、保護者からよりも本人からの訴えが多い。

担任以外が発見が多いことから、教職員の情報の共有の在り方が大切であり、また本人からの申し出も多いことから、訴えがあった時の対応が重要である。

また、高校での「保護者からの訴え」など、いじめ発見のきっかけのうち、割合が少ない訴えがあった場合は、いじめが相当深刻化していると考えられ、直ちに対応する必要がある。

高校生のいじめ発見のきっかけベスト3 ①本人からの訴え

②担任以外の教職員が発見

③アンケート調査の取り組み

3-3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

| | |
|---|-----------------------|
| 暴行や脅迫を用いてわいせつな行為をする ※被害者が13歳未満は暴行・脅迫が無くても該当 | 強制わいせつ(刑法176条) |
| 水や泥をかける 叩く 殴る 小突く 物をぶつける 胸ぐらを掴む 押し倒す 髪の毛を引っ張る/切る つねる プロレスごっこの強要 | 暴行罪(刑法208条) |
| 上記の行為等により、怪我を負わず 火を押しつける | 傷害罪(刑法204条) |
| 言葉や文書やメール等で身体や財産に危害を加えると脅す | 脅迫罪(刑法222条) |
| 性行為を強要する 裸になることを強要する | 強姦罪・強要罪(刑法177・223条) |
| インターネット上や黒板等において実名を挙げて中傷する | 名誉毀損罪・侮辱罪(刑法230・231条) |
| 他人の持ち物を盗む 自分の欲しい物を他人に盗ませる | 窃盗罪(刑法235条) |
| 金銭や物品を要求する | 恐喝罪(刑法249条) |
| 持ち物を壊す 捨てる 落書きをする 服を破る(物の形状が元に戻らない程度) | 器物破損罪(刑法261条) |
| 裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する 裸の写真をメールで送信する/インターネット上に掲載する | 児童売春・児童ポルノ禁止法 |
| 人を教唆(飛び降りろ等と言う)して自殺を促す | 自殺教唆罪(刑法202条) |

◎いじめにおける重大事態とは

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

3-4 いじめが見えにくいのは

①いじめは大人の見えないところでおこなわれている。

いじめは大人目の付きにくい時間や場所を選んでおこなわれている。

- 1)無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態でおこなわれている
- 2)遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある

②いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、次のような心理が働く。

- 1)親に心配をかけたくない
- 2)いじめられる自分はダメな人間だ
- 3)訴えても大人は信用できない
- 4)訴えたらその仕返しが怖いなど

③ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

3-5 早期発見のための手立て

日々の観察 ～生徒がいるところには教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいるところには教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。

その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど、担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。

また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたり、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ったりすることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

教育相談(学校カウンセリング) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

3-6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

①本人からの訴えには → 心身の安全を保証する

- 日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えなければならない。
- 保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

→ 事実関係や気持ちを傾聴する

- 「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
- ※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②周囲の生徒からの訴えには → 訴えを真摯に受け止める

- いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒達から目の届かない場所や時間を確保する。

→ 安心させる

- その勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝える、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。

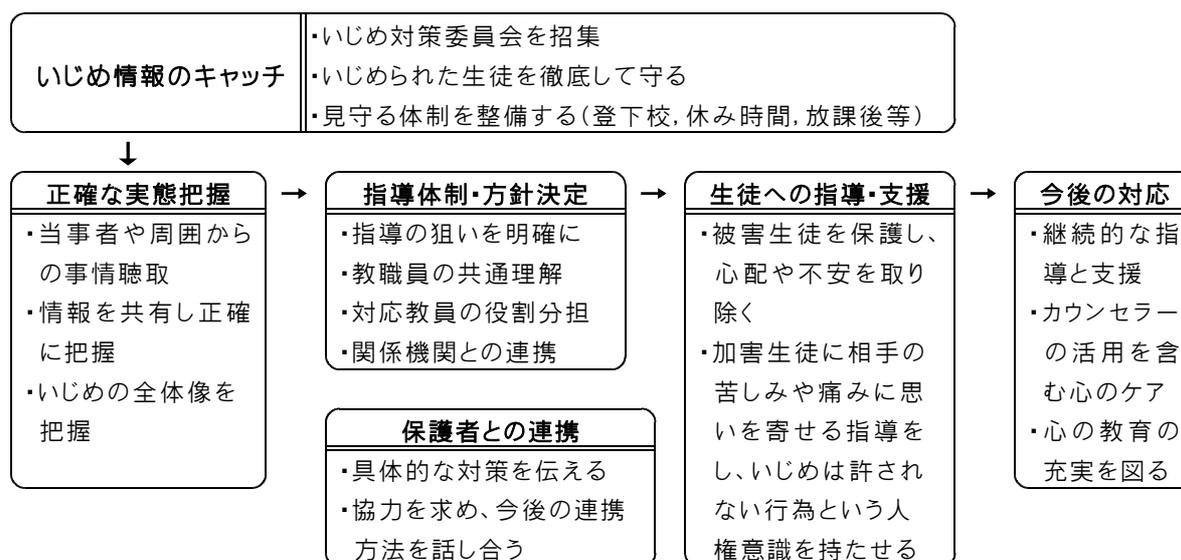
生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

4. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導をおこない、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

4-1 いじめ対応の基本的な流れ



4-2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導をおこなわなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせに来た生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒達の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をおこなう。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所でおこなう。

状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為をおこなうに至った経過や心情などはいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧におこなう。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時おこなう。

4-3 いじめが起きた場合の対応

①いじめられた側に対して

| | |
|------------|--|
| 生徒 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事実確認と共に、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 ● 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。 ● 必ず解決できる希望が持てることを伝える。 ● 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。 |
| 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。 ● 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 ● 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ● 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。 ● 家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。 |

②いじめた側に対して

| | |
|------------|--|
| 生徒 | <ul style="list-style-type: none"> ● いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。 ● 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導をおこない、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。 |
| 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。 ● 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ● 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え具体的な助言をする。 |

③周囲の生徒たちに対して

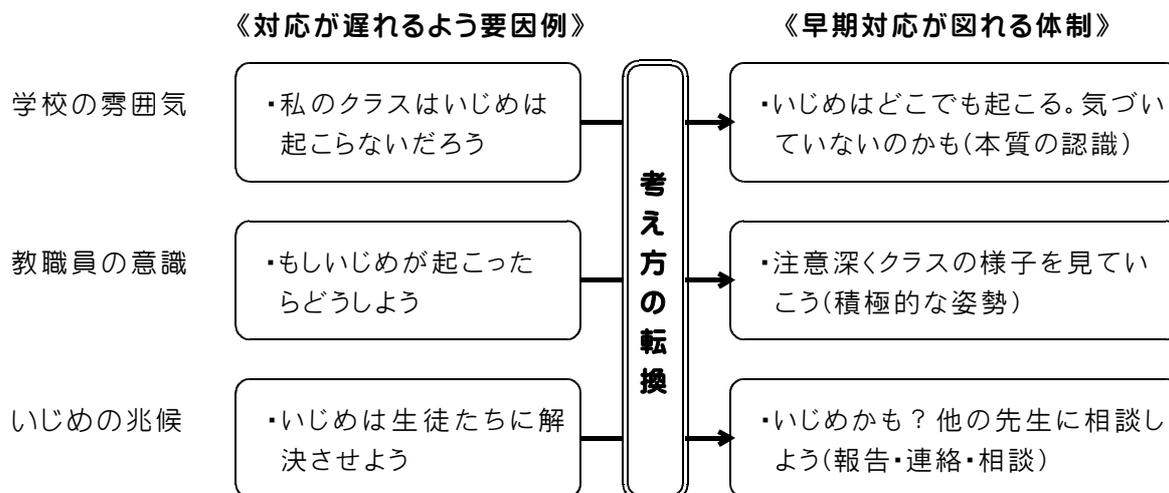
- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを認識させる。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的にこなう。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況についての把握に努める。いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめ発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4-4 迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる事例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む。



5. ネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、または生徒達のパソコンや携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みをおこなう必要がある。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事業によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

5-1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめをおこなうことである。

トラブルの事例 生徒達が事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である

- ◇メールでのいじめ
- ◇ブログでのいじめ
- ◇チェーンメールでのいじめ
- ◇学校非公式サイト
(学校裏サイト)でのいじめ



◇匿名性により、自分だとわからなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

◇SNSから生じたいじめ

A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、B君の悪口を書き込んだ。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなった。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれた。



- ◇掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◇スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載し、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

◇動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。



- ◇一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされる危険性がある

※ブログ…個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

5-2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導をおこなう。

①未然防止の観点から

- 生徒達のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒達を危険から守るためのルールづくりをおこなうこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒達に深刻な影響を与えることを認識すること

②早期発見の観点から

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校に相談すること

③情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

- インターネットの特殊性による危険や、生徒達が陥りやすい心理を踏まえた指導をおこなう

【生徒の心理】

匿名で書き込みができるなら… 自分だとわからなければ…
誰にも気づかれず、見られてないから… あの子もやっているから…
動画共有サイトで目立ちたい…

- 1) 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 2) 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 3) 違法情報や有害情報が含まれていること
- 4) 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 5) 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

5-3 早期発見・早期対応のためには

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。また、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

- ①書き込みや画像の削除に向けて…被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある(学校非公式サイトの削除も同様)。

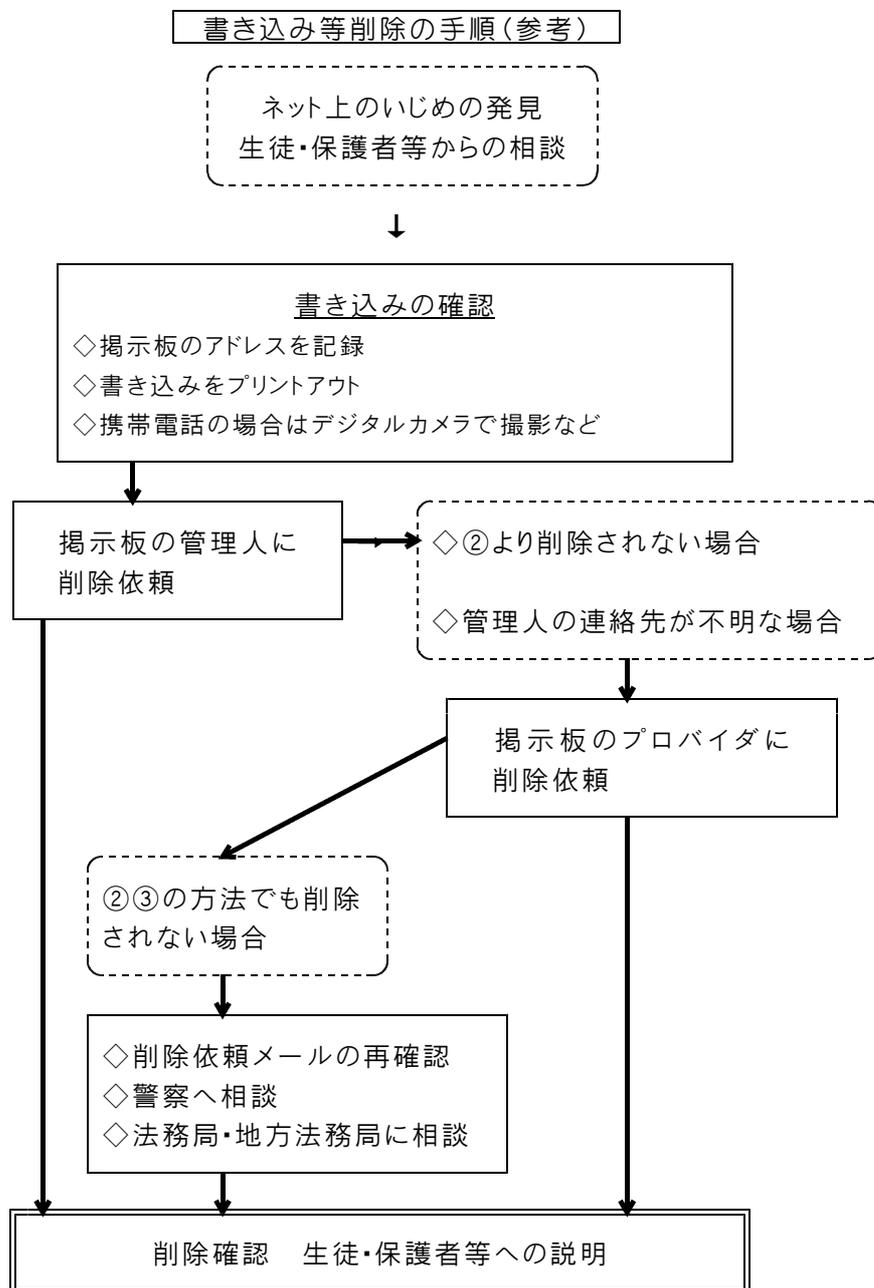
《指導のポイント》

- 1) 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 2) 匿名で書き込みができるが、書き込みをおこなった個人は必ず特定されること。
- 3) 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

②チェーンメールの対応

《指導のポイント》

- 1) チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 2) 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。



【チェーンメール転送先】

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいてチェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。 <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取り組みが必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

6. 不登校への対応

不登校の理由は個別の状況により様々であり、「いじめ」が背景にあるか否か、背景が判然としているか否かに関わらず、個々の子どもに応じた支援が必要である。

このため、多くの学校では一般的に、生徒に連続した欠席が見られた場合などは、電話連絡や家庭訪問等を行い、欠席理由をできる限り早期段階から確実に把握するように努める。

しかしながら、欠席理由が曖昧だったり、身体症状を伴ったりして、欠席が目立ち始めた生徒の「見立て」は難しく、子どもや家庭への支援が遅れて欠席が長期化すると、学校復帰もより難しくすると考えられる。このため、欠席し始めた当初から、適切に子どもや家庭と関わりを持ち、早期学校復帰を支援できるよう、要因が特定できない初期段階の対応に関する考え方や対応方策を整理し示すことが有効であると考えられる。

6-1 不登校生の支援について

子どもが欠席し始めた当初から、子どもや家庭との関わりを持ち、早期学校復帰を支援するため、要因が特定できない欠席初期の段階に以下のような対応をおこなう。

①欠席理由や必要な支援の見立て

1)欠席1日目～ 学級担任による対応

欠席理由の把握や学級担任による電話連絡・家庭訪問の実施

2)連続欠席3日目～ 校内で情報共有

連続欠席の生徒のチェックと管理職への報告

欠席の原因や背景の把握(周囲の生徒や保護者・教職員等にも聴取)

今後の対応方策の検討するとともに、家庭訪問の実施

3)連続欠席や1ヶ月通算欠席7日目～ サポートチームを結成しての支援

②個々の子どもの置かれた状況判断と個別支援

1)不登校の原因や背景となった要因を検証・解消 → いじめが原因の場合迅速に対応

※「いじめにより、相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」に該当する場合は「重大事態」として、必要な措置をとる

2)個別の支援方策を検討 → 傾向に応じた対応の検討(無気力・遊び・非行など)

3)適応指導教室、関係機関との連携

6-2 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査することが必要である。また、「いじめられた」と申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

①県知事への報告

※被害生徒の氏名・学年・性別、欠席期間や生徒の状況

生徒・保護者から重大事態のである旨の訴えがある場合は、その訴えの内容

②調査組織の設置

※調査組織の構成員の決定(専門的知識や経験を有する学校外の専門家を含む)

③調査の実施

※当該生徒・保護者・教職員・関係する生徒などからの聴き取り調査

〈内容〉いつ・誰から・どのような様態・背景事情・人間関係・指導経緯など

④聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

※重大事態発生から、聴取した内容を書面にとりまとめる。聴取した内容を踏まえて、当該生徒が学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。

〈聴取結果のとりまとめ・報告事項の例〉

1. 当該生徒

- 1) 学校名
- 2) 学年・クラス・性別
- 3) 氏名

2. 欠席期間・当該生徒の状況

3. 調査の概要

- 1) 調査期間
- 2) 調査組織
- 3) 外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性

4. 聴取内容

- 1) 当該生徒・保護者
- 2) 教職員
- 3) 関係する生徒・保護者
- 4) その他

5. 今後の当該生徒への支援方策

⑤当該生徒・保護者への情報の適切な提供

※調査結果及び今後の支援方策について、当該生徒および保護者に説明する(希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を、聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明)。

⑦調査の結果県知事に報告

※聴取の結果等、5.の内容を書面にて、県知事に報告する。

第2部 組織対応マニュアル

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。

そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームとして、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

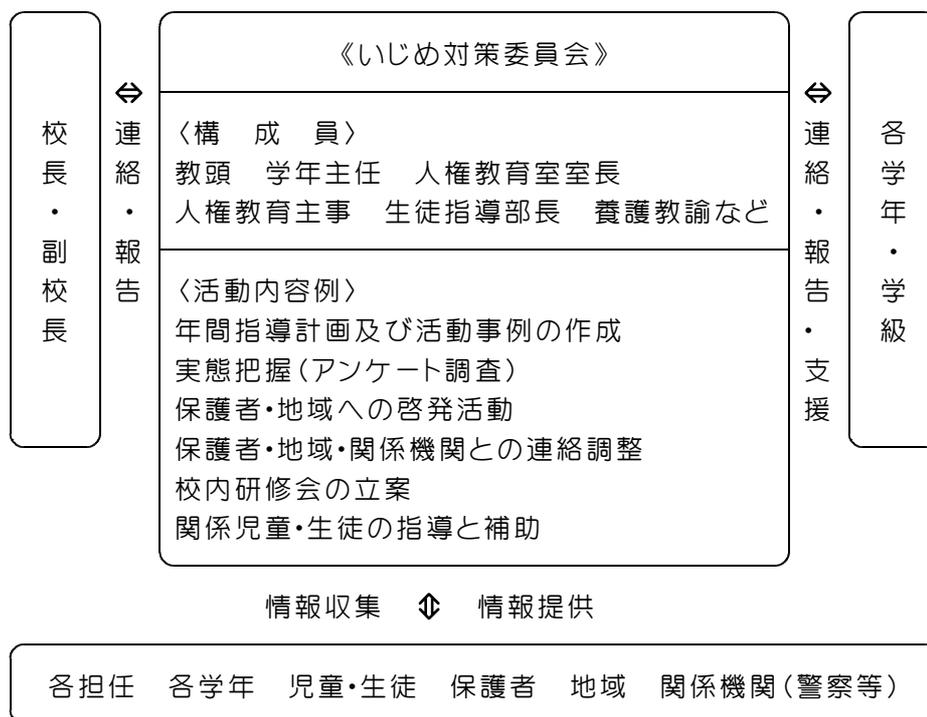
また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

1. いじめ問題に取り組む体制の整備

1-1 いじめ対策委員会の設置について

いじめ対策委員会は、学校長が任命した副校長、教頭、生徒指導教諭、学年主任、人権教育室室長、人権主事、を中心に、養護教諭などをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にする。



- 定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。
- いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
- いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

1-2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

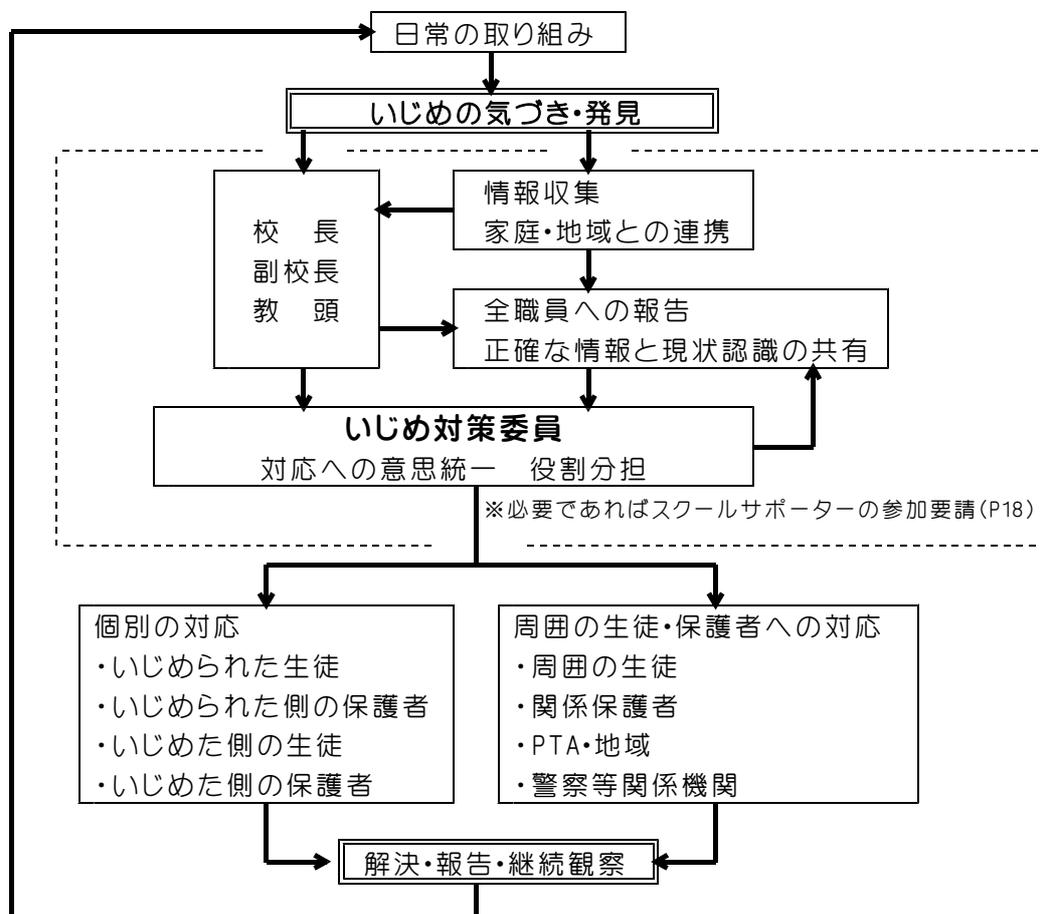
いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

- いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等)に組織的に取り組む。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実におこない、学校全体で組織的に対応する。

2. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取り組み)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、いじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。



※いじめの事業の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

◎いじめにより、生命または身体の安全が脅かされるような重大事態が発生した場合

重大事態とは、

- 児童生徒が自殺を凶った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、相当の期間学校を欠席している場合など



- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

3. 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として日頃から学校や地域の状況についての情報交換など、いわゆる「顔の見える連携」をとる。

3-1 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

3-2 出席停止・転学退学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強くおこなうことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生徒指導部が連携し、出席停止等の懲戒処分を検討する。

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

《学校教育法第11条》

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることが出来る。ただし体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則第13条

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

3-3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンター、スクールサポーターに相談し、連携して対応する。

※スクールサポーター

学校と警察をつなぐ役割として、退職した警察官や教員を学校に派遣する制度。学校を訪れ、専門的な知識や経験を生かして教員の相談を受けたり、助言したりしている。警察への通報を勧めることもある。また、学校との連携に当たっては、次のような活動をおこなう。

- ①学校が加害少年に指導する際の助言
- ②いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等
- ③加害少年への注意・説諭

3-4 地域その他関係機関等との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者との愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども女性相談センターや福祉事務所等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

- いじめ問題解決のため、監督官庁との連携を密にするとともに、必要に応じ、こども女性相談センターや警察等の地域の関係機関と連携をおこなう。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

4. 教職員の研修の充実

本校においては本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に、様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなどの教職員の指導力や、いじめの認知能力を高めるための研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

～いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできていない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周囲の顔色を伺う子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

～いじめられている生徒

1. 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 下を向いて視線を合わせようとしなない
- 遅刻・欠席が多くなる
- 早退や一人で下校することが増える
- 顔色が悪く、元気がない
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる

2. 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

3. 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

4. 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

5. その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 理由もなく成績が突然下がる
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 服に靴の跡がついている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

～いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う